

日本を「反面教師」に過労死予防を目指す韓国の動向

脇田 滋

龍谷大学名誉教授

Shigeru WAKITA Efforts in Republic of Korea to prevent karoshi(death from overwork)
learning Japan as a ‘negative model’

I. 韓国の労働安全保健 一 政策と運動の概観

韓国は、1961年の朴正熙政権から全斗煥政権の1988年まで約20年間も軍事独裁政権が継続したが、この間は、労働組合は形骸化し、労働法・労働人権を無視する企業経営の下で劣悪な労働環境が広がった。1981年に国際社会への復帰を意図する全斗煥政権が「産業安全保健法(産安法)」を制定したが、上からの安全保健政策であった。1987年6月の民主化闘争で政治状況は激変し、「下から」の安全保健運動が、劣悪な労働環境改善のための活発な運動を開始した¹⁾。

その後、進歩政権とされる金大中政権(1998年～2003年)と盧武鉉政権(2003年～2008年)が10年間続いたが、1997年～98年の為替危機によって「漢江の奇跡」と呼ばれた高度経済成長は頓挫し、大規模な倒産・解雇に続いて、企業は、労働者の生活、生命・健康を犠牲にした経済回復を追求し、①有期雇用、下請・派遣、個人請負などの非正規職を導入するとともに、②労働密度の強化・長時間労働などが、現在まで続く韓国労働社会の否定的な特徴となった。こうした職業病・職業関連性疾患、産災脆弱層が増加し、多くの「労働安全保健団体」が登場して活発な活動を展開した。

その後、李明博政権(2008年～2013年)と朴槿恵政権(2013～2017年)の保守政権時代には、新自由主義・大企業親和的な政策が展開され、格差・貧困などの矛盾が広がった。とくに、下請企業での労働災害死亡が増加し、「危険の外注化」問題が浮上した。また、サムソン電子・白血病事件(死亡者118名)では、2007年、19の市民団体が共同結成した「パンオールリム」が調査・相談・広報・交渉に取り組み、2018年に画期的な和解に至った。また、2014年の日本での「過労死防止法」制定の影響を受けて、2017年～2018年には「過労死」、「過労自殺」の問題に関心が集ま

り、「過労死予防センター」、「過労死OUT共同対策委」、「韓国過労死・過労自殺遺族会」などの過労死関連団体が結成された²⁾。

こうした労働保健団体などの取り組みは文在寅政権(2017～2022年)の時代に、勤労基準法改正による時間短縮、産安法全面改正による「危険の外注化」防止、重大災害処罰法制定による災害発生企業責任の法制化など、多くの改善措置が実現した³⁾。ただ、2022年からの尹錫悦・保守政権は、「親企業・反労働」を掲げて、前政権で進んだ労働政策に逆行する政策を進めようとしており、野党が優勢な国会や安全保健団体、労働組合との対立を深めている。

II. 労働安全保健運動と「過労死」問題

1. 1980年代から注目され始めた過労死問題

韓国では、多数の労働災害死亡の影に隠れていたが、競争社会の弊害が強まる中で、徐々に「過労死」「過労自殺」問題が顕在化することになった。そして、労働医学における「過労死」議論、過労死弁護団や家族の会の活動など日本に注目が集まる中で、1990年代以降、労災関連の市民団体、研究者を中心に過労死をめぐる取り組みが始まり、増えていった。

ただ、現在まで法的・行政的に「過労死」は公認された用語でなく、「過労死」とは、何かをめぐる議論がいまも続いている。専門家の一人は次のように指摘する。

過労死とは、過度の仕事とストレスで身体的・精神的苦痛に悩まされ、過労で死んだり(過労死)、自ら命を絶つ行為(過労自殺)を指すが、後者の場合、自殺の理由には実に様々な要因が絡み合い、過労(世界最高水準の長時間労働)と自殺(世界1位の自殺率)の交差点で発生する反復的な問題であることは明らかである。しかし、現状はこのような実態、このような社会的事実を捉え

る概念や法制度が乏しいのが現状である⁴⁾。

2. 多発する労働災害死亡

2021年、重大災害処罰法制定をめぐる議論の中で、韓国は、OECD諸国の中で労働災害による死亡が突出して高いという指摘が議論を呼んだ。「2020年、韓国は労災事故死亡が882人、一日平均2.4人であったが、イギリスは111人で人口を考えると韓国はイギリスの約10倍、労災事故で死亡していることになる⁵⁾。この傾向は、現在もほぼ変わらず、2022年基準で、韓国の労働災害死亡者数は874人で依然として高い水準を維持している(図表1参照)。

韓国社会、とくに多くの企業では、競争原理が根強く支配し、生産性、革新、消費者の利便性、コスト削減、危機打開、競争力などの用語が蔓延してきた。これらは、働く人の生命や健康を軽視する考え方を内面化させて、労働災害や過労死を増大させる背景になってきた。また、市民の間でも、受験・進学から就職、さらに就職しても業績評価による圧力など、不断に「競争」が続いている。この競争が社会的格差と結びつき、高学歴者・低学歴者、正規・非正規雇用、大企業・中小企業、高成果者・低成果者など、労働社会

で多くの差別・格差を生んできた。労災死亡や過労死は、こうした生命・健康を軽視する競争社会の深刻で悲惨な帰結とされている⁶⁾。

III 労災・過労死に対する企業責任の追及

1997年の為替危機以降、約20年を経て、労災事故、交通事故、セウォル号事件など、生命・健康を軽視し利潤を優先する企業活動の弊害が際立ってきた。そして、これらの克服が韓国社会が直面する喫緊の課題となった。そして、被害者や労働保健関連の市民団体・労働組合が先頭に立って「カネよりのち」を訴える運動・世論が高まった。こうした運動・世論を背景に発足した文在寅政権(2017年)は、「労働尊重」を公約に労働時間短縮、非正規職の正規職化などの政策を進めた。また、危険業務に従事する下請・派遣労働者などに労災死亡が多いことから「危険の外注化禁止」を主な内容とする「産業安全保健法全部改正」を実現した。

さらに、労働・市民団体は、2020年から、韓国版「企業殺人法」として「重大災害企業処罰法」の制定を求めて活発な運動を進め、同法案は、2021年1月、国会で可決・成立した⁷⁾(図表2参照)。

図表1 産業災害発生状況(2013-2022年)

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
産災適用対象 勤労者数(千人)	15,449	17,062	17,969	18,432	18,560	19,073	18,725	18,975	19,379	20,173
死亡者数(人)	1,929	1,850	1,810	1,777	1,957	2,142	2,020	2,062	2,080	2,223
業務上事故 死亡者数(人)	1,090	992	955	969	964	971	855	882	828	874
業務上疾病 死亡者数(人)	839	858	855	808	993	1,171	1,165	1,180	1,252	1,349
業務上事故 死亡万人率(‰)	0.71	0.58	0.53	0.53	0.52	0.51	0.46	0.46	0.43	0.43
死亡率(万人当たり)	1.25	1.08	1.01	0.96	1.05	1.12	1.08	1.09	1.07	1.10

資料:e-国の資料、雇用労働部の産業災害発生現況各年度

(出所)ユ・サンギョ、ハン・チャンヒョン、ソンイクチャン『労使が共に見る重大災害処罰法』11頁

図表2 重大災害処罰法の概要(労災部分)

(Wはウォンの略。2024年11月3日現在、1W=0.11円)

対象となる 重大産業 災害	産業災害(日本の労働災害に相当)により、以下のいずれかに該当する結果が生じた場合	① 死亡者が1人以上発生 ② 同一の事故により6カ月以上治療が必要な負傷者が2人以上発生 ③ 同一の有害要因により大統領令で定める職業性疾病者が1年以内に3人以上発生
被害者	従事者(労働者に加え、請負・委任・委託など外注先の労務提供者)	
責任	経営者等の刑事責任	・死亡災害 1年以上の懲役または10億W以上の罰金(併科可能) ・死亡無し 7年以下の懲役または1億W以下の罰金
	法人の刑事責任(両罰規定)	・死亡災害 50億W以下、死亡なし 10億W以下の罰金
	法人の損害賠償責任	・故意・重過失の場合、被害者に損害額の5倍以下の範囲で賠償

(参考)日本貿易振興機構(ジェトロ)『韓国の重大災害処罰法に関する最近の動向』(2024年2月)

IV 過労死反対の取り組み－宅配運転手の過労死事例

1 宅配運転手の過労死

2020年初めから韓国もコロナ禍で外出制限が始まり、「非対面」の宅配サービスに依存する生活が広がった。急増した配達需要に対応するために宅配労働者が長時間労働に追われ、休息も十分に保証されない中、2020年には宅配労働者の過労による死亡が続き、最終的に10人を超える労働者が倒れて死亡している。

宅配労働者に過労による死亡が続出したもう一つの理由は、無権利な非正規雇用形態が多いということである。宅配会社に直接雇われる場合でも正規雇用は多くない。多様な非正規職、すなわち契約職(有期雇用)、日雇い、個人事業主(特殊雇用)などに分かれる。さらに外注化による「間接雇用」も広がっている。最終段階の配送を地域の「代理店」などに委託し、その「代理店」が、非正規職、とくに個人事業主(特殊雇用)を使用するという複雑な労働関係が、労働者を分断し劣悪な労働環境を生み出してきた。

2 宅配労働者過労死対策委員会の結成

2020年7月28日、民主労総・サービス連盟傘下の宅配連帯労組が提案し、「参与連帯」、「仕事と健康」、「韓国非正規労働センター」、「緑の

党」、「基本所得党」など67の市民社会団体と政党が共同して「宅配労働者過労死対策委員会」(対策委)を結成し、発足の記者会見を行った⁸⁾。

対策委は、「コロナ禍が始まって宅配の配達量が30～40%も増加し、7ヵ月目で既に把握されているだけで4人の宅配労働者が過労死している」と指摘した。とくに「8月の猛暑と宅配物量が急増する9～11月が近づいている」とし、「宅配労働者の過労死対策を今から用意しなければ、どれほど多くの宅配労働者が倒れるか本当に憂慮される」と強調した。対策委は、宅配労働者の過労死問題を公論化し、宅配会社と政府の対策準備を促すことを目的に活動を開始することになった。

そして、2020年の猛暑時期を前に、政府(文在寅政権)・雇用労働部と、業界団体(韓国統合物流協会)と宅配大手4社(CJ大韓通運、韓進、ロッテグローバルロジス、ローゼン宅配)が、労働組合や市民団体が強く求めていた「宅配労働者の休息」を保証するために、共同宣言文形式の「社会的合意」を発表した。政府が経営する「郵便局」も、これに参加したので「宅配のない日」は、現在も韓国社会でほぼ定着する慣行となっている。この共同宣言は、対策委の活動の第一歩となった⁹⁾。

対策委は、宅配労働者の過労死問題を解決す

るために、政府主導の「労使政共同委員会」を設けて、労使政が共に膝をつき合わせて話し合わなければならないと主張し、政府と宅配会社に積極的に働きかけた¹⁰⁾。

3 過労死対策1次合意文

そして、2021年1月21日、粘り強い話し合いの末、対策委と宅配会社の間で、宅配労働者過労死対策について劇的な合意「過労死対策第1次合意文」が成立した。労働組合は、韓国の旧正月(ソル)連休を前に、労働環境・労働条件改善のためのストライキを準備していたので、「宅配大乱」が心配されていた。「合意」成立によって「大乱」は避けられることになった¹¹⁾。

この「過労死対策1次合意文」には、実質的な過労死防止のために、次の7項目の対策を定めていた。つまり、①宅配分類作業明確化、②宅配労働者の作業範囲および分類専門担当人材投入、③宅配労働者が分類作業遂行する場合、手数料支給、④適正作業条件、⑤宅配費・宅配料金取引構造改善、⑥旧正月シーズンの特別対策準備、⑦標準契約書の作成である。

この合意をめぐる最大の争点は、①～③の「宅配分類作業」であった。これまで宅配労働者は、運転手として集荷・配送をするだけでなく、幹線車両からの荷下ろし、さらに地域(営業店)別、車両・個人別に分類する作業も行っていたために業務が過重になっていたからである。これを改善するために、宅配運転手の業務から分類作業を分離し、分類作業を専門に担当する人材の投入が問題となった。結論として、大手のCJ大韓通運4千人、韓進・ロッテ1千人の投入、もし運転手が担当を続ける場合には、無給でなく有給とすることなどが合意された。

4 社会的合意に逆行する新たな動き CJ大韓通運・クッパン(coupan)

上記の社会的合意以降、韓進宅配、ロッテ宅配などが「共生案」を締結するなど、労使間の信頼構築につながる動きがあった。ところが、文在寅政権が終わり、変わった尹錫悦・保守政権が「反労働」と言える政策を進める中で、社会的合意に参加した「CJ大韓通運」が、引き上げられた

宅配費を労働者のために使うのではなく、会社の超過利潤として受け取ろうと、「付属合意書」を強要した。その結果、合意当事者間の信頼関係が崩れ始めることになった¹²⁾。

また、米国系企業である「クッパン(coupan)」は、当初から「社会的合意」に参加せず、反労働・反労働組合の方針を崩さない経営を進めている。「宅配のない日」にもクッパンは不参加の姿勢を貫き、「ロケット配送」を掲げて、最近も宅配労働者の過労死を出し続けている¹³⁾。

2024年5月、4人の幼い子どもの父親であるチョン・スルギさん(41歳)がクッパン宅配運転手として働き、夕方8時から翌朝7時までトラックで3往復する勤務をして、わずか1年2ヵ月で10キロも痩せてしまい、5月に自宅で心室細動心筋梗塞で倒れて亡くなった。個人事業主(特殊雇用)で代理店と委託契約を結んで働いていたので、過労死として認定されるのか、また、間接雇用の元請会社であるクッパンに責任を問えるのかが問題となっている。

遺族側は、7月初めに故人のメールを公開した。それによれば、配達を直接に督促するクッパン管理者に対して、チョン・スルギさんが「犬のように走っていますよ」と返事したという。このメールのやりとりでクッパンが直接指示をしていたこと、また、「犬のように走っている」という運転手の言葉が、メディアを通じて宅配運転手の過労死につながる劣悪労働環境は依然として解決されていないことを浮かび上がらせた¹⁴⁾。

V 韓国の過労死防止の取り組みの特徴と日本への示唆

1 韓国に影響を与えた日本の過労死反対運動

韓国では、過労死については、初めは日本の医学的な「過労死」の定義、過労死相談活動、過労死裁判、次に「過労自殺」の概念、「過労死防止法制定」運動、過労死家族の会の取り組みなどが、韓国の関係者に大きな影響を与えた。また、森岡孝二さん、川人博さん、高橋幸美さんらの著書が韓国語に翻訳され普及している。

ただ、2017～2018年以降は、日本のように過労死問題一般の団体や取り組みはあまり見られない。むしろ、「危険の外注化」「警備労働」「宅

配労働」「感情労働」などのテーマ(イシュー)毎に、時々の政権や議会とは対立または連携しながら、「反過労死」の取り組みが、対企業だけでなく、立法闘争を含めてダイナミックにかつ活発に展開されていることが特徴となっている¹⁵⁾。

2 専門家と労災市民団体の幅広い協力・連携

当事者がきわめて弱い立場にある労災や過労死の問題では、専門家(医学、法学、社会学、福祉学など)や意識ある若い学生・活動家を中心に、相談や調査活動を展開し、それに幅広く市民団体、労働組合が連帯して運動を進めている。とくに、現場に即した課題を労働組合が専門家に伝え、持続的な取り組みを進めている点はきわめて原則的である。また、現実課題の根本解決のために、国内だけでなく、欧州諸国や日本などで先行する運動・経験を参考にしつつ、創意工夫を加えた独自の闘い方を展開している。とくに、「サムソン白血病」事件で大きな役割を果たした「パンオルリム」が、①連帯、②被害者支援・相談、③実践、④研究、⑤広報を基本に活動を進め、安全保健運動のモデルとなっている。

上記の宅配労働者の過労死では、労働・市民団体が「宅配労働者過労死対策委員会」を作り、調査・研究を進めるとともに、政労使の「社会的合意」やクッパン問題でも大きな役割を果たしていることは、注目すべき特徴である¹⁶⁾。

3 生命・健康を軽視する企業責任を妥協無く追及

韓国の労働安全保健運動は、イギリスの2007年「企業殺人法」などに学び、早くから問題提起を続けて「重大災害処罰法」を成立させた。同法は、不十分点はあるが、死亡を伴う重大災害を引き起こした企業の刑事責任を定める法律として「生命よりもカネ」の利潤優先の考え方に反省を迫る規制である。同法の制定・施行には経営者・政府当局から執拗な抵抗やサボタージュがあるが、市民の共感を大きく広げ、同法の実効性を高めるために粘り強い運動が継続している。

現時点では、脳心疾患による死亡(過労死)は重大災害処罰法の対象とされていない。しかし、

検察官の一部は、場合によっては過労死が同法の対象になる可能性を認めている。いずれにせよ労働安全保健団体などは同法の過労死事例への適用を強く求めている。

4 労災・過労死反対と差別的雇用反対の運動の連携

韓国の労働保健運動は、企業・資本による偽装・脱法を批判し、広い労働者概念を一貫して主張し続ける労働組合運動と連帯していることである。労働団体・市民団体は、早くから現在まで、実態に基づく労働法の適用を主張し「広い労働者概念」を重視し続けている。とくに、労働災害死亡や過労死が多い「間接雇用(下請、派遣など)」「特殊雇用(偽装自営業)」については「危険の外注化」を主張していることは注目すべき点である。

こうした取り組みの結果、一部業種について保険料労使折半という点で労働者との差があるが、日本の労災保険に相当する「産災保険」が自営業者の一部にも適用されている¹⁷⁾。

5 過労死予防治制定と今後の日韓交流の必要性

第21代国会で発議された「過労死予防」に関連する二つの法案をめぐって2023年12月5日、国会・環境労働委員会の公聴会が開かれ、賛否の立場にわかれて専門家などの陳述人が意見を述べた。その中で2人は、日本の過労死防止法の意義を高く評価したが、経営者団体の陳述人は日本法には多くの限界があり過労死予防に大きな効果を上げていないと主張した¹⁸⁾。法案は第21代国会では審議未了で終わったので、2024年4月に選出された第22代国会に持ち越されることになった。

たしかに、施行10年を経過した日本の「過労死防止法」について、現在の韓国における注目度は微妙である。経営側は、実際的に大きな効果がないと否定的・消極的な面を強調する。また、労働側については、関連のニュース、文献・研究論文などを探した限りでは、日本の過労死予防治法の積極面に注目する論者や日本への関心は、2015年～2017年ころのように多いとは言えな

い。

何故か？私見であるが、韓国では、過労死をめぐる現実の厳しさは日本と同等ないし、むしろそれ以上である。日本に学んで過労死問題への取組みを果敢に進めてきたが、労働人権否認ではきわめて悪質な財閥大企業との対決を回避できない韓国では、過労死企業に刑事処罰を求めることが大きな焦点となってきた。そして、重大災害企業処罰法制定運動を進めるにあたって「微温的な」日本の「過労死防止法」では十分に参考にならないことがその一つの理由であると考えられる。

とくに、過労死を無くすために韓国では、一方では、悪質な過労死企業を刑事罰によって厳しく取り締まることを求めるとともに、前述の宅配運転手など、過労死予防について政労使の「社会的合意」が追求されているなど、日本より進んだ取組みが目目される。

過労死の多い日韓両国で真に過労死を無くすために、一段レベルを上げた相互の深い交流が必要となっている。今後、日韓交流を深めるためには「韓国が日本を学ぶ」のが当然と思うのではなく、韓国の新たな段階での果敢な取組みについて理解を深め、「日本が韓国に学ぶ」という姿勢が必要になっていることを強調したい。

注

1. 脇田滋「韓国における働くもののいのちと健康を守る取り組みの最近の動向」『働くもののいのちと健康』春季号(2019年4月)9-19頁、参照。
2. キム・イナ他『過労死予防のための政策研究』安全保健公団(2017年12月)(韓国語)、過労死OUT共同対策委『資料集 過労死現場証言&過労死・過労自殺根絶政府対策、何が必要か?』(2018年4月17日)(韓国語)、韓国過労死・過労自殺遺族会『そして私たちが残った』(ナルムブックス、2021年)(韓国語)、参照。
3. 脇田滋『韓国における雇用安全網関連の法令・資料(9)－産業安全保健法改正の概要(危険の外注化原則禁止等)』龍谷法学第51巻第4号(2019年3月)771-805頁、参照。

4. キム・ヨンソン『ジョンボさんの死』(2022年、5月の春社)(韓国語)29頁。なお、ハラスメントについては、イム・サンヒョク「韓国の職場内ハラスメント 現状と課題」本誌第2号(2021年度)17頁以下、参照。
5. 聯合news2021年5月12日
6. キム・ヨンソン『ジョンボさんの死』前掲・注4
7. 法律の詳細については、ユ・サンギョ、ハン・チャンヒョン、ソン・イクチャン『労使が共に見る重大災害処罰法』(毎日労働News社、2023年11月)(韓国語)、雇用労働部『重大災害処罰法解説』(2021年11月)(韓国語)、参照。制定運動については、キム・ヒョンジュ「重大災害企業処罰法制定運動過程と法案評価」Basic Income Magazine Issue No.08(2021年)(韓国語)、参照。
8. 参与連帯労働社会委員会 2020年7月28日(<http://www.peoplepower21.org/labor/1721309>)
9. 当時の文在寅政権は、社会・労働問題では関係当事者間に「社会的合意機構」を設立して「社会的合意」を図るという政策を進めていた。
10. 『宅配労働者過労死実態調査 結果発表・対策準備討論会 資料集』(宅配労働者過労死対策委員会ほか、2020年9月10日)(韓国語)、参照。
11. ソウルファイナンス2021年1月21日(<https://www.seoulfn.com/news/articleView.html?idxno=408301>)
12. 参与連帯労働社会委員会2020年7月28日(<http://www.peoplepower21.org/labor/1721309>)
13. クッパンは、「アマゾン」と同様に莫大な投資で各地に大規模な物流倉庫を建設し、大量の非正規職と間接雇用の利用によって売上げを急増させる点で、アマゾンときわめて類似した経営方針をもっている。
14. 毎日労働news 2024年9月24日
15. 『警備労働者過労死防止のための国会討論会 資料集』(2021年4月19日)(韓国語)、参照。
16. 『クッパン事態解決のための政府・国会の役割模索討論会 資料集』(2021年7月5日)(韓国語)、参照。
17. 「特殊勤労形態従事者」(略称:特殊雇用)。また、コロナ禍で被害が大きかった自営業者全体への雇用保険適用にむけ段階的に適用範囲が拡大されている。
18. この公聴会はすべて動画で実況された。(<http://www.youtube.com/watch?v=Vu-tFGsUke0>)